

三労発基1201第15号
令和7年12月1日

四日市コンビナート協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長
(公印省略)

ボイラー構造規格等の一部改正について

平素は、労働基準行政の推進に御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
ボイラー構造規格等の一部を改正する件（令和7年厚生労働省告示第291号）
【別添1】が、令和7年11月7日に告示され、別添2の施行通達に基づき、
令和8年4月1日から適用することとなりました。
つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知
徹底につきまして、御協力を賜りますようお願い申し上げます。